

公募説明会資料

休眠預金を活用した事業が始まります！

2019年度「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく実行団体公募説明会

「公募要領説明」



公益財団法人
長野県みらい基金

目次



- 0. (公財) 長野県みらい基金について
 - 1. 趣旨
 - 2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿
 - 3. 実行団体とその役割
 - 4. 助成事業の概要
 - 5. 申請資格要件
 - 6. 助成方針等
 - 7. 選定について
 - 8. 申請の手続き
 - 9. 経費について
 - 10. 選定の流れ
 - 11. 選定時の審査項目
 - 12. 審査結果の通知
 - 13. 選定後について
 - 14. 実行団体の基盤強化について
 - 15. 事業の評価
 - 16. 実行団体に対する監督について
 - 17. 外部監査の実施
 - 18-23. その他
 - 24. 資金提供契約
- 問合せ・相談窓口

0. (公財) 長野県みらい基金について



公益財団法人長野県みらい基金

休眠預金等活用法における「資金分配団体」

「長野県」の「みらい」を創るために、新しい寄付の形でNPO等公共的活動団体を強くし、社会で役に立つ組織にするための法人



活動内容

- (1) 社会貢献活動を行うNPO等公共的活動団体への寄付金を集め、助成する。
- (2) NPO等公共的活動団体が、より良い事業を展開できるよう、組織力・事業力の向上を図る。
- (3) さまざまなセクターが得意分野を活かし、社会を支えることができるよう、パートナーシップを推進する。

1. 趣旨



「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)」が、
2018（平成30）年1月1日に全面施行

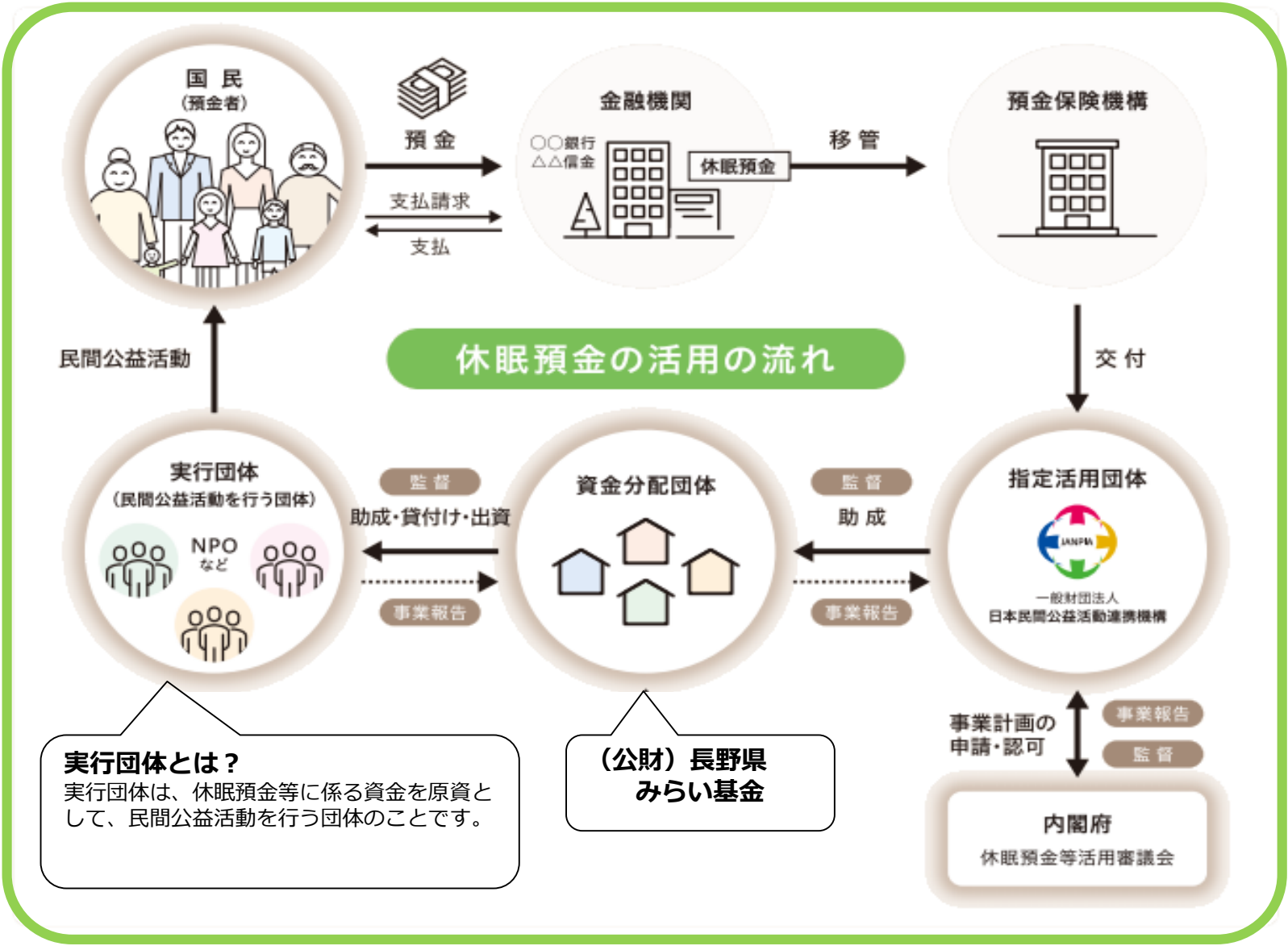
(背景)

日本は人口減少、高齢化の進展等に起因とする社会の諸課題に直面
行政の既存施策では十分な対応が困難な課題がある

これらの解決に資するため、10年以上入出金を確認できない休眠預金等について、
預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、民間公益活動の促進に活用

長野県みらい基金は、同法に基づく資金分配団体として、
民間公益活動を行う団体（実行団体）の公募を実施

休眠預金等活用の流れ



2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿



活用の目的

- 1) 国、地方公共団体が対応困難な社会の諸課題の解決を図る
- 2) 民間公益活動の担い手の育成と民間公益活動に係る資金調達の環境を整備

目的達成で期待される効果

- ・ 社会の諸課題の解決のための
自律的かつ**持続的な仕組み**が構築
- ・ 民間公益活動を行う団体の
資金的自立性と**事業の持続可能性**を確保



- ・ **社会課題解決能力の飛躍的な向上**
- ・ **SDGsの達成にも貢献**

財源（休眠預金）の特性（国民の資産）から重視すること

- ・ 国民、ステークホルダー（多様な関係者）への事業の透明性や説明責任
- ・ 事業成果の可視化⇒事業評価の実施
- ・ 民間公益活動を担う組織の能力強化を目的とした伴走支援



「優先的に解決すべき社会の諸課題」

- 休眠預金等活用法（JANPIA及び長野県みらい基金）における優先的に解決する社会の諸課題

- ①子ども及び若者の支援に係る活動

- (1)経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
 - (2)日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
 - (3)社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

- ②日常生活または社会生活を営む上での困難を有する者の支援に関する活動

- (4)働くことが困難な人への支援
 - (5)社会的孤立や差別の解消に向けた支援

- ③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に関する活動

- (6)地域の働く場づくりの支援
 - (7)安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

- 「包括的支援プログラム」の中で、上記(1)～(7)の課題のいずれか、または複数・複合的な課題の解決策を提案
- 成果目標（複数年度事業は最終年度）を提示（最終的成果目標は調整後決定）

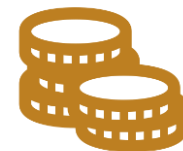
3. 実行団体とその役割

実行団体とは

資金分配団体から助成、貸付け又は出資（以下「助成等」という。）を受け、民間公益活動を行う団体

実行団体の役割

- 1) **行政の縦割りに「横串」を刺す**、あるいは公的制度のいわゆる「狭間」に位置している具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。
- 2) **成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用**し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進する。
- 3) 民間の創意・工夫を十分に活かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための**革新的な手法を開発し、実践する**。
- 4) **自ら行う民間公益活動の成果評価を実施し**、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分への反映等、**民間公益活動のマネジメントの中で評価を有効に活用する**。
- 5) 現場のニーズや提案、事業成果等を資金分配団体を通じて JANPIA にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。



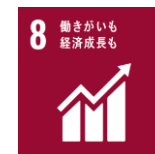


4. 助成事業の概要

- 【事業名】 地域支援と地域資源連携事業
- 【助成事業項目】 草の根活動支援事業
- 【総事業金額】 110,595,400円
- 【事業実施地域】 長野県
- 【事業実施期間】 2019年度～2022年度
- 【募集実行団体】 7団体
- 【事業による成果目標】

複合的で重層しているこども若者が抱える困難を解決する場が生まれる。

- ・ 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- ・ 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
- ・ 働くことが困難な人への支援
- ・ 社会的孤立や差別の解消に向けた支援
- ・ 地域の働く場づくりの支援





5. 申請資格要件

1) 民間公益活動を行う団体

2) 規定のガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体

(「12. 選定時の審査項目」参照)

但し、以下は助成対象外

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- ⑤ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- ⑥ 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- ⑦ 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
- ⑧ 同一の事業テーマで同時期に複数の資金分配団体に申請した団体

6. 助成方針等①



1) 貸付又は出資は行わず、**助成のみ**

2) 基本方針：**当財団が策定しJANPIAに承認された事業計画に沿った事業の実施**

- ・ 困難を抱えたこども若者とその家庭（こどもの貧困、経済的困窮、障害、引きこもり、家庭機能の困難）、孤立の可能性を持つこども若者、支えきれない家庭などを支え、安心して居ることのできる場所を作る。
- ・ 長野県各地域の持つ資源（地理、気候、農林水産業、観光業、多文化共生など）を活用、運営してきた地域のステークホルダーと困難を抱えるこども若者、家庭を支援するNPO等の公共的活動団体が協働して取り組む事業とする。（初期投資、運営資金、人材育成、継続準備の仕組みづくりも含む）
- ・ 関係する企業や行政、地域の構成団体などを巻き込みながら、多機関連携＝コレクティブインパクトによって地域課題へ取り組む事業体制を推奨する。

3) **適切なリスク管理**

4) **休眠預金の助成に依存しない**体制・資金計画づくり

6. 助成方針等②



5) 原則、事業費の20%以上は自己資金または民間からの資金を確保

- ・財務状況や緊急性のある場合などは、特例的に理由を明示、自己負担分を減じる
- ・複数年度事業は、事業最終年度には補助率を原則（80%）に戻す

6) 3年間の複数年度の助成

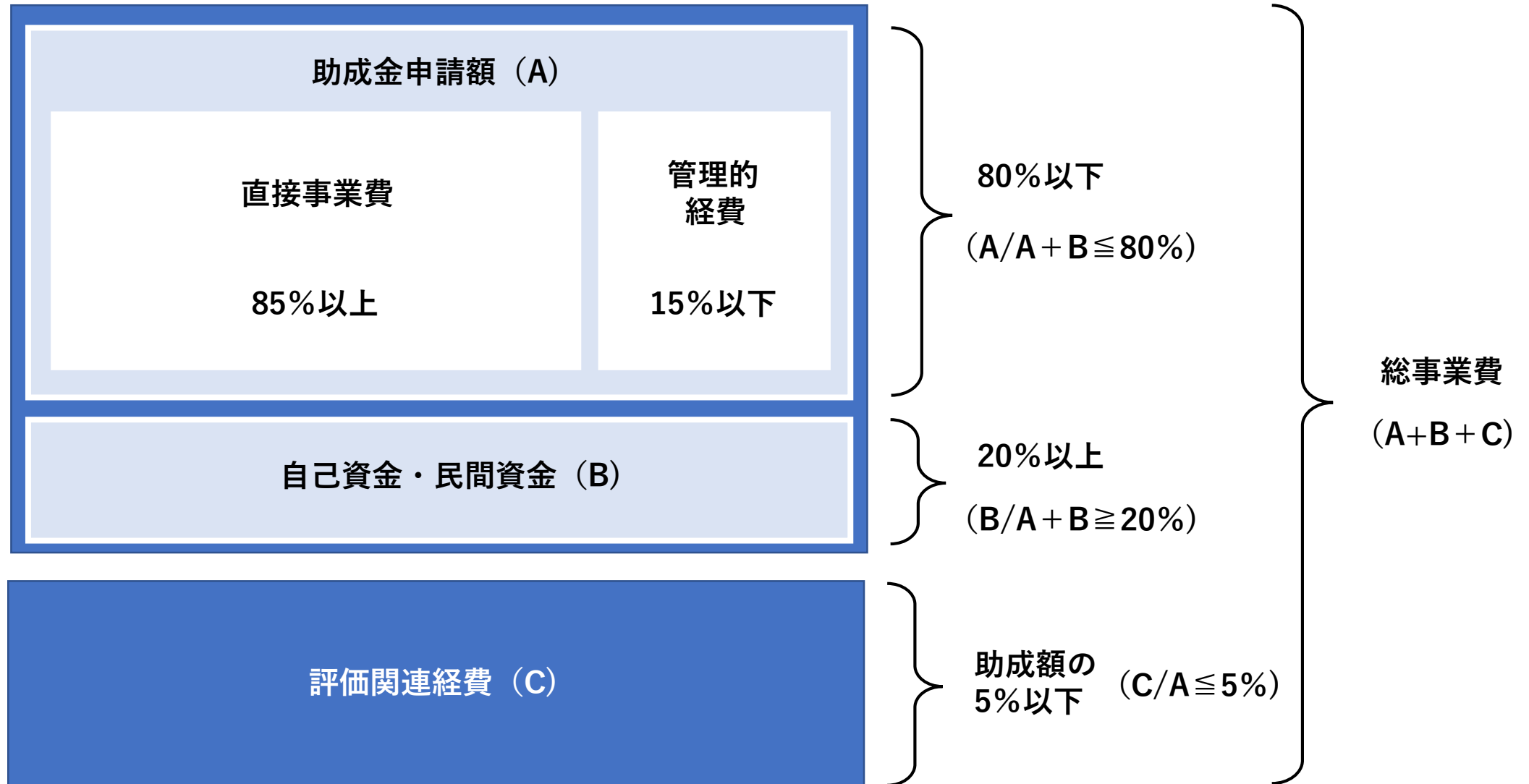
- ・助成金の支払いは年度毎に確定、精算
- ・2019年度は初年度分と翌事業年度分を合わせて支払い、翌事業年度に確定・精算

7) 助成額の最大15%は管理的経費として充当可能

- ・管理的経費は、助成・貸付け・出資を実施するために必要な経費
- ・人件費を対象とする場合には、人件費水準等を公表すること

8) 助成額の支払いは概算払い

6. 助成方針等②





7. 選定について①

選定基準

1	ガバナンス・コンプライアンス	包括的支援プログラムに示す事業を適確かつ公正に実施できる ガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか (詳細は「12. 選定時の審査項目」参照)
2	事業の妥当性	社会状況や課題の問題構造の把握が十分に行われており、実施計画（課題の設定、目的、事業内容等）が解決したい課題に対して妥当であるか
3	実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か
4	継続性	助成終了後の計画（支援期間、出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か
5	先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
6	波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて課題の解決につながることを期待できるか
7	連携と対話	多様なステークホルダーとの協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

7. 選定について②



配慮事項

- ① 国、地方公共団体から補助金・貸付金を受けていない事業
- ② 同一事業で、他の助成財団等から助成等を受けることは可能
- ③ 既存助成財団への単なる財政支援は選定対象外
(休眠預金が実質的に実行団体の他の事業の財源に活用されるケースなど)
- ④ 社会的成果の最大化の観点を重視
社会の諸課題の解決の手法の**多様性への対応** → 地域・分野への配慮

優先選定

- ・ 地域資源を活用し、地域産業との連携等を行う団体
- ・ 関係する企業や行政、地域の構成団体などを巻き込みながら、多機関連携＝コレクティブインパクトによって地域課題へ取り組む体制を構築する団体
- ・ 4年目以降の事業継続戦略を構築する団体

8. 申請の手続き



公募期間

2019年12月2日(月)14時～2020年1月24日(金)17時

申請方法

- ① みらいベース (<https://www.mirai-kikin.or.jp/>) から公募に必要な様式のダウンロード・作成
(事業計画書、資金計画書、組織・財政基盤の確認書類等)
- ② 必要書類の準備
(定款、登記事項証明書等)
- ③ 提出書類の確認
- ④ 全ての書類を郵送 (2020年1月24日の郵便消印有効)
- ⑤ メール：zipファイルに圧縮してメールに添付
(一括で添付できない場合は、複数メールに分割して構いません)
- ⑥ 申請用メールアドレスに送信 kyumin-nagano@mirai-kikin.or.jp

※申請締切日

【郵送】2020年1月24日の郵便消印

【メール】2020年1月24日17時00分時点でメール受信している申請書類をもって提出とみなします

9. 経費について①



積算 1団体あたりの助成額 600万円～920万円

分類	定義	割合
直接事業費	・ 助成事業実施に直接係る活動経費のうち、支出にかかる証拠書類を提出できる費用	助成額の85%以上
管理的経費	・ 役職員の人件費等や管理部門などの管理経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費、又活動を実施するための調査費等 ・ 申請事業の経費として特定することが困難な費用は他事業と按分	助成額の15%以下

積算の留意点

- ①資金計画は助成金申請額と自己資金又は民間資金を合わせた事業総額について記載
- ②複数年度にわたる事業は、各事業年度および事業期間全体の資金計画を作成
- ③会計費目は、選定申請団体が通常使用する会計費目で分類
- ④各費目は、基準単価および算出根拠を提示
- ⑤社会通念上、妥当と認められない水準の場合には、調整することがあり
- ⑥管理的経費で申請事業の経費としての特定が困難な費用は他事業と按分し算出根拠を明示
- ⑦管理的経費に人件費を含む場合は、水準を公表すること
- ⑧評価等に係る調査関連経費として、助成等の額の5%程度を、団体の状況や必要性に応じて助成等の額と別枠で申請可能

9. 経費について②



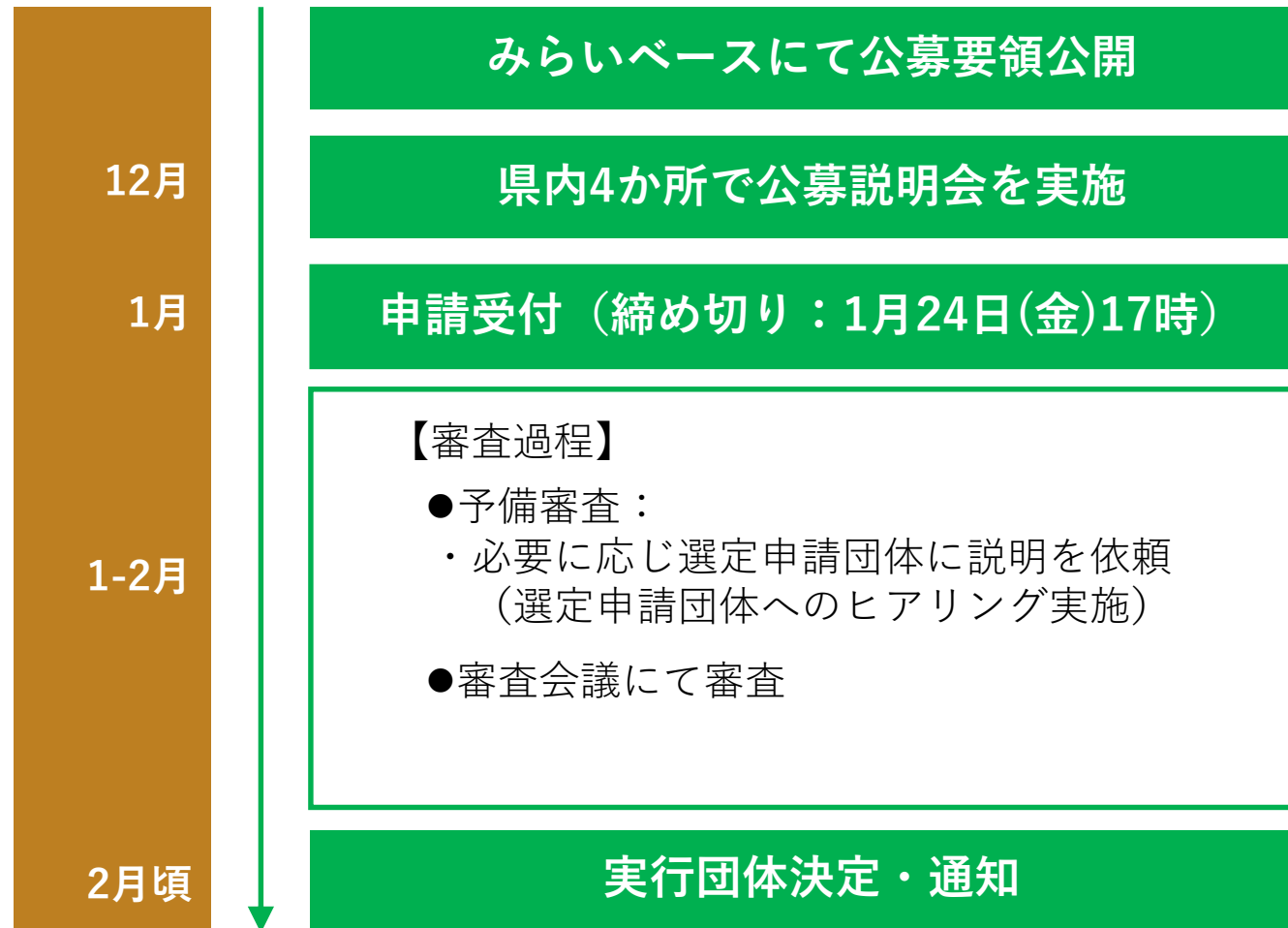
助成金の支払い

- 実行団体への助成は年度ごとに実施
- 資金提供契約に基づく**概算払い**
 - ・ 複数年度にわたる事業は、実行団体への助成金の支払いを**年度ごとに確定、精算**
※2019年度については、初年度分と翌事業年度分を合わせて支払い、翌事業年度に確定・精算

精 算

- ・ 事業・収支の報告並びに精算方法は、**資金提供契約**で規定
- ・ **区分経理の実施、帳簿の備え付け**
- ・ 支払証拠書類は事業完了日が属する会計年度の終了後**5年間保管**

10. 選定の流れ



11. 選定時の審査項目



審査の着眼点

●利益相反関係に該当しないこと

●事業プログラムの事業を適確、公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等

①ガバナンス・コンプライアンス体制等に関する以下の諸規程が備えられていること

- ・コンプライアンス施策の検討、実施等を担う部署又は責任者が設置されていること
- ・意思決定機関の運営規則や倫理規程、役員の報酬規程、情報公開規程等、組織運営を公正に行うための必要な規程
- ・不正行為や利益相反防止のための諸規程（JANPIAの諸規程を参考）
- ・公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度を整備し運用していること（民間事業者向けガイドラインを参考）
- ・適確かつ公正に業務を遂行するために必要なトップマネジメント体制を備えていること
- ・適切な資金のリスク管理を行うこと

※申請時に未整備である場合、JANPIAと資金分配団体との資金提供契約締結前までに整備する旨の誓約書を提出すること

②資金の使途の限定および区分整理、帳簿の備えつけられていること

③適正かつ効率的に予算を執行すること

●原則、自己資金または民間資金を事業費の20%以上

ただし、財務状況や緊急性のある場合などは、特例的に自己負担分を減じることがあります。

12. 審査結果の通知



審査結果を文書で通知

選定情報を公開

- ・ 選定過程、選定（不選定）理由、改善すべき点
- ・ 選定事業の助成総額、各年度の助成見込み額、根拠等

※ただし、選定申請団体の権利その他正当な利益が損なわれないように留意します。

13. 選定後について①



12月

実行団体の公募選定

～2月末



- ・ 実行団体の公募の実施
- ・ 実行団体の選定

3月

契約締結・事業開始



- ・ 資金提供契約書の作成・締結
- ・ スタートアップ研修会
- ・ 事業開始

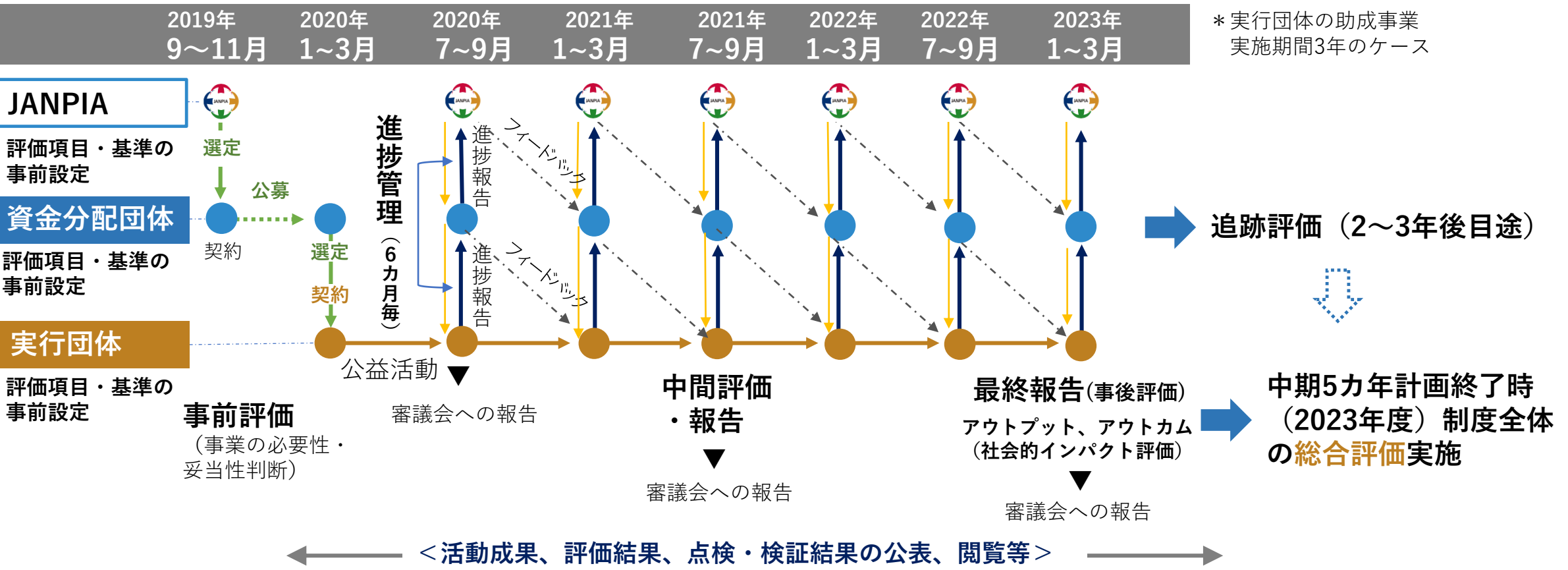




13. 選定後について②

進捗管理・報告 JANPIA⇔資金分配団体⇔実行団体：

- ・基本は自己評価、原則6カ月ごとの進捗管理、評価結果の点検・検証を実施
- ・ICTの活用による効率化





14. 実行団体の基盤強化について

民間公益活動の底上げと自立化、持続的発展のための基盤強化を目指し、資金分配団体による実行団体への伴走支援等の助成と支援を実施します。

- 社会的インパクト評価等に係る調査関連経費として、助成等の額の5%程度を、団体の状況や必要性に応じて助成等の額と別枠で申請可能
- 評価は事業を実施する前（事前評価）、中間時（中間評価）、事業終了時（事後評価）に実施

実行団体の基盤強化のために行う連携支援

- 1) 対等なパートナーシップによる企画の補強から進捗管理、監督、評価までの支援
- 2) プログラムオフィサーによる伴走支援
- 3) 企業等に勤務する各領域の専門家によるプロボノ活動・ボランティアの活用による経営、広報、マーケティング、ICT活用等を支援
- 4) 教育・研修事業の順次実施



15. 事業の評価

- 実行団体にて **自己評価**
- 「**評価指針**」を参照（JANPIAウェブサイトで公表中）

16. 実行団体に対する監督について

- ・ **資金分配団体による実行団体の監督**
 - － 不正等の場合の助成等の返還を含む必要事項を公募要領、資金提供契約に明記
- ・ **情報公開の徹底**
 - － 実行団体の選定情報
 - － 事業の進捗・評価結果等

※上記について、事項を実行するための措置として、資金提供契約にも記載すること



17. 外部監査の実施

- 毎年度の決算については、**外部監査を推奨**（経費は管理的経費に含めること可）
- JANPIA及び長野県みらい基金が必要と認める場合には、立入検査を行うことがあります。

18-23. その他

以下項目は、「公募要領」にてご確認ください

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 18. 休眠預金等交付金の使途及び区分経理 | 21. 加算金及び延滞金 |
| 19. 選定の取消し等 | 22. 不正等の再発防止措置 |
| 20. 助成金の返還 | 23. 情報公開 |

24. 資金提供契約

長野県みらい基金は、実行団体に対する助成の実施に関して必要な事項を、実行団体と資金提供契約を締結します

※資金提供契約に定める主な項目は「公募要領」参照

問合せ・相談窓口



お問い合わせ・相談窓口

公益財団法人 長野県みらい基金 松本事務所

〒390-0852 松本市島立1020 松本合同庁舎2階

電話：0263-50-5535 メール：kyumin-nagano@mirai-kikin.or.jp



説明会

以下日程にて各地で説明会を行います。

12月9日長野	12月11日佐久
12月12日飯田	12月13日松本

個別相談

12月23日（月）～12月26日（木） 1月8日（水）～1月10日（金）

1月14日（火）～1月15日（水）

時間枠（各日共通）

①9：00～10：00 ②10：30～11：30 ③13：00～14：00 ④14：30～15：30

* 遠方よりお越しの団体の希望を優先いたします。





皆様のご応募お待ちしております